

○水上安全指導員運用要領

〔令和2年3月25日
例規甲(地山)第106号〕

第1 目的

この要領は、山梨県富士五湖水上安全条例（昭和48年山梨県条例第8号。以下「条例」という。）及び山梨県富士五湖水上安全条例施行規則（昭和48年山梨県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、水上安全指導員の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 水上安全指導員の資格要件

1 水上安全指導員の推薦

水上安全指導員の活動区域を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）は、当該活動区域の実情等に精通している者で、規則第9条第1項各号に掲げる要件を満たしている者の中から、地域住民、関係機関、団体等の意見を踏まえ、適任者を水上安全指導員推薦書（第1号様式）により生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）を経由して公安委員会に推薦するものとする。

2 水上安全指導員の委嘱

(1) 委嘱

地域課長は、1の推薦の上、公安委員会が水上安全指導員として適当と認める者に対して公安委員会の委嘱状（第2号様式）を交付して、次に掲げる委嘱数を基準に、湖の利用状況を考慮した上で原則33人とする。

- (ア) 山中湖関係 10人
- (イ) 河口湖関係 10人
- (ウ) 西湖関係 5人
- (エ) 本栖湖関係 5人
- (オ) 精進湖関係 3人

(2) 審査

規則第9条第1項各号の水上安全指導員としての資格要件については、次に掲げる要件により行うものとする。

(ア) 人格及び行動における社会的信望

人格識見ともすぐれ、行動等においても地域住民等に信頼を有すること。

(イ) 湖の安全に関する知識

湖の地形、船舶に関する知識、水難救助等に関する知識を有すること。

(ウ) 職務遂行に必要な熱意及び時間的余裕

湖の安全確保等の活動に対して、使命感を持つとともに、自主的及び自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有すること。ただし、多くの職を

兼ねていて活動を期待できない者又は委嘱後の活動の実績が上がらない者は、再委嘱の際に慎重な審査を行うこと。

(エ) 健康的かつ的確な活動力

心身ともに健康であり、その職務を行うことによって、精神的及び肉体的に支障を来すことがないこと。

なお、水上安全指導員は、活動力、事故防止等の面からも的確な判断をするので、おおむね65歳以上の者については、より慎重な審査を行うこと。

(3) 協議

富士五湖における規制としては、この条例のほかに山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例（昭和63年山梨県条例第28号）が施行されており、当該条例には「富士五湖環境監視員制度」があり、山梨県知事の委嘱により、富士五湖の静穏の保全についての指導及び啓発を行うものであるが、県における施策としての総合的な観点から、富士五湖における各種規制の指導が合理的なものとなるよう、水上安全指導員及び富士五湖環境監視員を同一人物に委嘱するよう人選については、山梨県の担当部局に協議すること。

(4) 身分証明書の交付

水上安全指導員には、規則第9条第5項に定める身分証明書及び次に掲げるものを内容とした手帳、しおり等を交付すること。

(ア) 条例及び規則

(イ) 船舶安全法等の各種関連法令

(ウ) 水上安全指導員名簿

(エ) 活動記録表

(オ) 警察署、関係交番、駐在所等の連絡先

(5) 任期

水上安全指導員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補充の水上安全指導員の任期は前任者の残任期間とする。

(6) 解嘱

ア 所轄警察署長は、水上安全指導員が次に掲げるいずれかに該当し、水上安全指導員としての職務を遂行することが不適当であると認めるときは、地域課長を経由して公安委員会に水上安全指導員解嘱上申書（第3号様式）を提出するものとする。

(ア) 規則第9条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

(イ) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(ウ) 水上安全指導員としてふさわしくない非行があったとき。

イ 地域課長は、次に掲げる事項について、公安委員会の判断に基づき水上安全

指導員を解職するものとする。

- (ア) 所轄警察署長からの水上安全指導員解囑上申書に基づき調査される解囑事由に該当する事実の有無の結果
- (イ) 水上安全指導員が解囑事由に該当すると認めるときの弁明の聴取結果
- (ウ) 水上安全指導員の所在が不明で弁明の機会を与えるための通知ができないとき。
- (エ) 水上安全指導員が弁明の機会を与えるための通知をしたにもかかわらず、正当な理由がなく期日までに弁明を行わないとき。
- ウ 地域課長は、水上安全指導員の解囑に当たっては、公安委員会の解囑通知書（第4号様式）を交付するものとする。

(7) 名簿

地域課長及び所轄警察署長は、それぞれ水上安全指導員名簿（第5号様式）を備え付け、委嘱又は解囑の都度、整理しておくものとする。

第3 水上安全指導員の活動

1 任務

水上安全指導員は、富士五湖の水上における交通の安全と事故防止を図り、また、水上の交通に起因する障害の防止に資する活動を任務とするが、いたずらに湖の利用を制限することのないよう職務を遂行する。また、平素から職務遂行に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

2 活動区域

水上安全指導員の活動区域は、山中湖、河口湖、西湖、本栖湖及び精進湖とする。

3 活動計画

- (1) 水上安全指導員は、自主的に策定した活動計画に基づいて活動を行うものとする。ただし、必要と認めた場合はこの限りではない。
- (2) 活動は、冬期等の特別な場合を除いて月に2回以上行うものとする。

4 活動内容

- (1) 富士五湖の水上利用者に対し、条例に定める船舶の航法及び各種遵守事項等の指導並びに啓発
- (2) 富士五湖の水上における安全確保のため、各種法令等の知識の普及及び思想の高揚
- (3) 富士五湖利用状況に関する調査

5 活動要領

- (1) 水上安全指導員は、互いに緊密な連絡を取り、警察署等と連携して、効果的な活動を行う。
- (2) 水上安全指導員は、活動に当たって、事前に警察署、最寄りの交番又は駐在所

に出発時刻、活動区域、活動内容、使用車両等を連絡し、有機的な連絡が取れるようにしておくものとする。また、活動終了後においても、速やかにその終了時刻、活動結果、湖の利用状況等を当該警察署、交番又は駐在所に連絡するものとする。

- (3) 水上安全指導員は、活動状況等を記録しておくものとする。

6 活動上の留意事項

- (1) みだりに関係者の権利や自由を侵害することのないよう留意し、規則第9条第4項を逸脱した行動などで、紛議を引き起こし、または批判を招く事のないよう十分配意すること。
- (2) 委嘱中及び任期終了後も水上安全指導員として知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 端正な服装とし、言動等に留意する。
- (4) 身分証明書を携帯するとともに、腕章を着用して、関係者から請求があったときは、身分証明書を提示しなければならない。

7 連絡

所轄警察署長は、必要に応じて、水上安全指導員に対し、各種大会の開催状況、混雑することの多い曜日、時間帯等を連絡し、水上安全指導員の活動が効果的に行われるよう配意するものとする。

8 講習

水上安全指導員は委嘱を受けたとき及び特に必要と認めるときは、条例、規則等の職務上必要な知識を習得するため、公安委員会が行う講習を受けなければならない。

第4 表彰

- 1 地域課長は、水上安全指導員が次に掲げる事項に該当すると認めるときは、公安委員会の表彰をするものとする。
 - (1) おおむね3期以上活動した者の中、特に業績が多大であると認められる者
 - (2) 就任期の长短にかかわらず、特定の活動によって特に社会的反響の大きい業績を挙げた者
- 2 所轄警察署長は、水上安全指導員が1のいずれかに該当すると認めたときは、水上安全指導員表彰上申書(第6号様式)を作成し、地域課長を経由して公安委員会に表彰の上申を行うものとする。

第5 警察職員の報告

- 1 水上安全指導員からその活動について連絡を受けた警察職員は、水上安全指導員活動連絡票(第7号様式)により所轄警察署長に報告するが、連絡を受けた際、活動状況についての詳細を聴取するように努めるとともに、事故防止の措置が必要となる場合は、直ちに所轄警察署長に報告する。

なるものがあった場合は、速やかに報告し、対応措置を執ること。

- 2 所轄警察署長は、水上安全指導員の活動状況について、水上安全指導員別活動状況表（第8号様式）により、また、水上安全指導員の湖別の活動状況を水上安全指導員活動状況総括表(第9号様式)により、地域課長に報告すること。

様式 略